

甲佐町 高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

概要版 (2021年度～2023年度)



目指す姿

高齢者が活力にあふれ、地域の支え合いで
安心・安全・健康に暮らせるまち

基本理念

目指す姿の実現のため、地域の包括的な支援・サービスの提供体制（地域包括ケアシステム）を更に深化・推進させていくために基本理念を次のように設定し、施策を推進します。

(1) 高齢者の自立支援と
社会参加・参画の推進

(2) 高齢者とともに地域
で支え合うしくみの整備

(3) 総合的な相談体制と
保健・医療・福祉の連携

(4) 介護サービスの
「量」と「質」の確保

(5) 高齢者を災害や感染
症などから守る体制整備

基本理念の実現に向けた施策の展開

基本目標 1

生涯現役社会の実現と自立支援の充実

(1) 健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進

- ・生活機能低下防止及び生活習慣病予防対策
- ・特定健康診査・特定保健指導の充実 等

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- ・一体的実施体制の充実
- ・一体的な事業の推進 等

(3) 生きがいづくりの推進

- ・老人クラブへの支援
- ・生涯学習講座の充実 等

(4) 地域社会活動の推進

- ・高齢者の福祉活動への支援
- ・社会福祉協議会のボランティア活動の推進

(5) 高齢者見守り施策の推進

- ・民生委員による訪問の実施
- ・緊急通報システム事業の実施



基本目標 2

地域包括ケアシステム構築の推進

(1) 介護予防の推進と生活支援サービスの充実

- ・介護予防・生活支援サービスの提供体制の充実
- ・一般介護予防事業

(2) 生活支援体制の整備

- ・地域人材の発掘・育成
- ・介護予防サポーターの養成と活動支援 等

(3) 地域包括支援センターの機能強化

- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務 等

(4) 地域ケア会議の充実

- ・地域ケア会議の充実

基本目標 3

認知症施策の推進

(1) 認知症に関する普及啓発

- ・認知症サポーター養成講座

(2) 地域の支援体制の強化

- ・認知症総合支援事業
- ・SOS ネットワークづくり 等

(3) 認知症の早期発見・早期ケアの構築

- ・認知症地域支援推進員の配置
- ・認知症初期集中支援チームの設置



基本目標 4

在宅医療と介護の連携推進

(1) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

- ・在宅医療・介護連携推進事業

(2) ICTを活用したネットワークづくり

- ・「ICT を活用した新たなネットワーク」を利用した医療・介護の連携推進

基本目標 5

安心安全な住・生活環境とサービス基盤の整備

(1) 地域の実情に応じた多様な住まいの確保

- ・安心できる住まいの確保
- ・住宅改造助成事業 等

(2) 移動手段の確保

- ・福祉部局と交通部局等関係者の連携強化

(3) 介護家族への支援

- ・講座等の開催及び情報提供
- ・労働部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発の取組

(4) 権利擁護・虐待防止の推進

- ・高齢者虐待防止体制の強化
- ・地域福祉権利擁護事業 等

(5) 防災・防火対策の推進

- ・防災・防火意識の啓発
- ・自主防災組織の育成 等

(6) 交通安全・防犯対策の推進

- ・高齢者の交通安全対策
- ・防犯対策の充実 等

基本目標 6

介護人材の確保とサービスの質の向上

(1) 円滑な制度運営のための体制整備

- ・居宅サービスの充実
- ・施設サービスの充実 等

(2) 介護人材の確保に向けた取組の推進

- ・介護人材を増やす取組
- ・人材の質の向上に向けた取組 等

(3) 介護給付等の適正化への取組及び目標設定

- ・要介護認定の適正化（認定調査状況のチェック）
- ・ケアプランの点検 等

(4) 介護サービスの質の向上

- ・介護保険サービス等の苦情処理・相談体制の強化
- ・情報提供の充実 等

(5) 低所得者の負担軽減

- ・高額介護（介護予防）サービス費給付
- ・高額医療・高額介護合算制度 等

(6) 要支援・要介護認定の平準化と迅速化

- ・研修会への参加促進
- ・eラーニングシステムの活用

(7) 療養病床の計画的かつ円滑な転換への支援



基本目標 7

防災と感染症への対策

(1) 豪雨災害等への対策

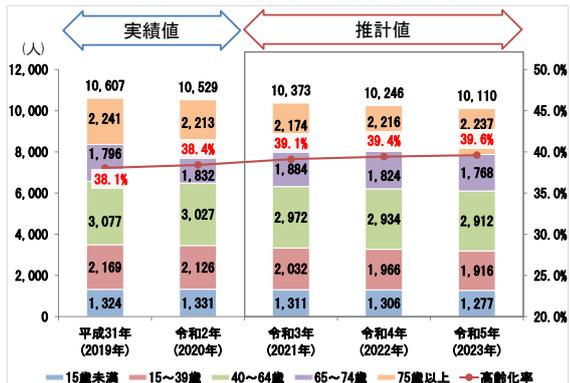
- ・連携による支援体制の整備
- ・避難行動要支援者の支援体制の連携について 等

(2) 新型コロナウイルス感染症に対応したサービス提供体制の整備

- ・感染防止対策の周知・啓発
- ・支援体制の整備 等

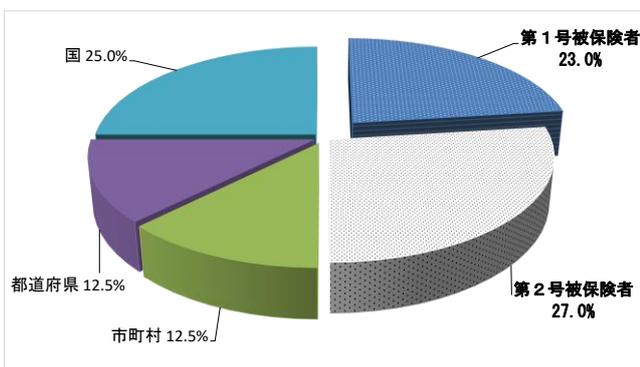
介護保険料について（2021年度～2023年度）

【総人口と高齢化率の推移と推計】



出典：住民基本台帳（平成31年～令和2年、各年3月末）、独自推計（令和3年～令和5年）

2020年から2023年までの総人口の推計は、419人減少する見込みです。65歳以上の高齢者人口は4,000人前後で推移していきます。高齢化率は、2020年の38.4%から2023年は39.6%と推計されます。



介護保険サービスにかかる費用の財源は、国・県・市町村の公費負担が半分で、残りの半分が65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳までの医療保険加入の方（第2号被保険者）の保険料となっています。

第8期介護保険事業計画の65歳以上の方の負担割合は、介護保険にかかる費用の23%となっています。

第1号被保険者の所得段階別保険料＜公費投入による負担軽減後＞

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	○生活保護被保護者又は世帯全員が住民税非課税で、本人は老齢福祉年金を受給している人 ○世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得と課税年金収入額の合計が、80万円以下の人	0.30	1,830円	21,960円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が、80万円超～120万円以下の人	0.50	3,050円	36,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が、120万円超の人	0.70	4,270円	51,240円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が、80万円以下の人	0.90	5,490円	65,880円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、上記以外の人	1.00	6,100円	73,200円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円未満の人	1.20	7,320円	87,840円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円以上～210万円未満の人	1.30	7,930円	95,160円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、210万円以上～320万円未満の人	1.50	9,150円	109,800円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、320万円以上の人	1.70	10,370円	124,440円



【問い合わせ先】
甲佐町 福祉課

〒861-4696
熊本県上益城郡甲佐町豊内719番地4
電話 (096)-234-1114 (直通)